

イギリスの原子力新設をめぐる動向：過去の教訓を活かせるか？

原子力グループ 主任研究員 木村 謙仁

2020年5月27日、イギリスで事業を展開するEDF エナジー社は南東部サフォーク州におけるサイズウェル C 原子力発電所の建設計画に関する開発同意書（DCO）を計画審査庁（PI）に申請したことを発表した¹。今後、PIによる審査結果を受けて、ビジネス・エネルギー・産業戦略省（BEIS）が最終判断を下すことになる。

イギリスでは同社が南西部サマセット州にて手掛けるヒンクリーポイント C 原子力発電所建設計画が大幅なコスト増に直面しているほか、日立製作所が保有するホライズン・ニュークリア・パワー社が計画していた、ウェールズ北西部アングルシー島におけるウィルヴァ・ニューウィッド原子力発電所の建設も、資金調達に関するイギリス政府との協議が難航し、計画自体が凍結状態となっている。今回のDCO申請は、そういった状況でなお、EDF エナジー社がさらなる原子力発電所建設を目指す姿勢を示したという点で注目に値する。

イギリスでは既設炉の多くが経年化しており、2020年代に閉鎖が相次ぐことが見込まれている。2050年までに温室効果ガス排出量ネットゼロを目指すイギリス政府は再生可能エネルギーの導入に力を入れる一方で、原子力についても大型軽水炉の建設や革新技術を用いたモジュール式原子炉（Advanced Modular Reactor, AMR）の開発を進める姿勢を貫いている。

ただし、政府方針があるからといって計画が成立するわけではない。審査の結果DCOが発給されたとしても、サイズウェル C 計画はウィルヴァ計画と同様に、十分な資金を調達できるかが大きな課題となる。新型コロナウイルスの感染拡大による経済への影響からの回復が遅れば、それも投資を鈍らせる要因となる。また、ヒンクリーポイント C 計画に適用される支援策（CfD）で設定された、92.5ポンド/MWhの基準価格（ストライクプライス²）が高額であるとの批判³も念頭に置く必要がある。

現在検討されている支援策（RABモデル）では一定程度保証された収益が早い段階から確保できるため、投資家にとってのリスクは軽減できる。また、ヒンクリーポイント C 計画のストライクプライスの大部分（62ポンド/MWh）が資金調達のリスクに由来する⁴との分析結果を信じれば、RABモデルでは消費者負担も削減できると考えられる。しかし、これはあくまでも検討中のスキームであり、消費者の理解が得られたわけでもないことに留意が必要である。気候変動および原子力について既に明確なメッセージを発したイギリスが、それを実現するための投資環境をいかに整えていくのか、引き続き注視していきたい。

お問い合わせ：report@tky.ieej.or.jp

¹ EDF Energy, Press Release, May 27, 2020.

² 基本的に、この価格と市場での電力価格の差額が発電事業者を支払われ、電力消費者の負担となる。

³ 特に公的かつ影響力の大きいものとして、会計検査院（NAO）による報告書があげられる。（National Audit Office, *Hinkley Point C*, 2017.）

⁴ Keppler, Jan Horst, “Public-Private Risk Sharing,” IFNEC Webinar, June 9, 2020.